

**令和7年度実施分特定教育・保育施設等確認監査等自主点検表
(運営関係:幼稚園・認定こども園・保育所・小規模保育事業所A型共通)**

ふりがな 設置者の名称 (法人等)			
ふりがな 代表者氏名			
主たる事務所の 所在地	(〒 -) (電話番号) (FAX番号) (E-Mail)		
ふりがな 施設の名称			
施設の類型			
ふりがな 施設長の氏名			
主たる事務所の 所在地	(〒 -) (電話番号) (FAX番号) (E-Mail)		
開設年月日		認可 定員	
自主点検表作成年月日		利用 定員	
自主点検表作成者 (氏名・役職)			

在籍人数(自主点検表作成日時時点の人数)

	1号	2号	3号(0)	3号(1.2)	合計
在籍人数					
療育手帳又は 障害者手帳					
療育施設通所					

※在籍人数のうち、療育手帳又は障害者手帳の交付を受けている方や、療育施設へ通所されている方の人数を記載してください。

(注)自主点検表の文中の表記については、次のとおりとします。

- 法 : 子ども・子育て支援法(平成24年8月22日法律第65号)
- 施行規則 : 子ども・子育て支援法施行規則(平成26年6月9日内閣府令第44号)
- 平26府令39 : 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準
(平成26年4月30日内閣府令第39号)
- 市条例 : 鹿児島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
(平成26年9月29日条例第51号)

(注)該当項目欄の略称
 幼稚 : 幼稚園
 幼保 : 幼保連携型認定こども園
 幼認 : 幼稚園型認定こども園
 保育 : 保育所
 小規模 : 小規模保育事業所A型

各点検項目について確認した結果を「自己評価」の □ に ✓チェック(又は■)し、
 着眼点に反する場合はその事由等を記載してください。
 該当事例がない点検項目については、該当事例があった場合を想定して回答してください。
 時期の指定のない項目については、前年度分の状況を記載してください。
 データで管理している関係資料について、印刷して準備いただく必要はありません。

主眼項目	該当項目					着眼点	自己評価		着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他																	
	幼稚	保育	幼認	保育	小規模		いる	いない																		
I 基本方針																										
1. 認可	○	○	○	○	○	法第34条第1項に規定する「教育・保育施設の認可基準」、法第46条第1項に規定する「地域型保育事業の認可基準」を遵守し、認可又は認定を受けているか。	□	□																		
2. 基本方針 (一般原則)	○	○	○	○	○	(1) 良質かつ適切な内容及び水準の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保することを目指しているか。	□	□																		
	○	○	○	○	○	(2) 地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めているか。	□	□																		
	○	○	○	○	○	(3) 当該施設を利用する小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って特定教育・保育を提供するように努めているか。	□	□																		
	○	○	○	○	○	(4) 当該施設を利用する小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めているか。 <令和6年度に人権の擁護、虐待の防止のための研修を実施した場合> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">実施時期</td> <td style="width: 70%;">令和 月 日</td> </tr> <tr> <td>研修内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>講師名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td></td> </tr> </table>	実施時期	令和 月 日	研修内容		講師名		参加人数		□	□										
実施時期	令和 月 日																									
研修内容																										
講師名																										
参加人数																										
II 利用人員に関する基準																										
3. 利用定員に関する基準	○	○	○	○	○	(1) 利用定員の数が20人以上となっているか。(認定こども園及び保育所に限る。)	□	□																		
	○	○	○	○	○	(2) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の区分に応じた、区分ごとの利用定員となっているか。 ア 認定こども園—教育・保育給付認定子どもの区分(1号・2号・3号) イ 幼稚園 —1号認定子どもの区分 ウ 保育所 — 2号認定子どもの区分及び3号認定子どもの区分 エ 小規模保育事業所—3号認定子どもの区分 ※教育・保育給付認定子ども…法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども ※1号認定子ども…法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども ※2号認定子ども…法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども ※3号認定子ども…法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども (0歳及び満1歳～2歳に区分して定める) ※施設の利用定員 (令和 年 月 日時点) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="width: 15%;">1号</td> <td style="width: 15%;">2号</td> <td style="width: 15%;">3号(0)</td> <td style="width: 15%;">3号(1.2)</td> <td style="width: 10%;">合計</td> </tr> <tr> <td>今年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>前年度</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		1号	2号	3号(0)	3号(1.2)	合計	今年度						前年度						□	□
	1号	2号	3号(0)	3号(1.2)	合計																					
今年度																										
前年度																										

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○認可通知書又は認定通知書	法第34条第1項 法第46条第1項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>○人権の擁護、虐待の防止のための内容となっているか</p> <p>○研修内容が全職員に共有されていることが望ましい</p>	<p>○研修計画</p> <p>○研修報告書</p> <p>○職員会議録</p> <p>○復命書</p>	平26府令39第3条第1項 市条例第3条第1項	【施設監査重複事項】 保2-(5) 認2-(8)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			法第33条第4項 平26府令39第3条第3項 市条例第3条第3項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			法第33条第6項 平26府令39第3条第2項 市条例第3条第2項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第3条第4項 市条例第3条第4項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第4条第1項 平26府令39第37条第1項 市条例第4条第1項 市条例第38条第1項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第4条第2項 平26府令39第37条第2項 市条例第4条第2項 市条例第38条第2項	

主眼項目	該当項目					着眼点	自己評価		着眼点反する場合の事由及び改善方法、その他
	幼稚	幼保	幼認	保育	小規模		いる	いない	
Ⅲ 運営に関する基準									
4. 内容及び 手続の説明及 び同意	<input type="radio"/>	(1) 特定教育・保育、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2) (1)の文書の交付に代えて、当該文書に記すべき重要事項を電磁的方法により提供する場合は、あらかじめ利用申込者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得ているか。 ア 電磁的方法のうち特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所が使用するもの イ ファイルへの記録の方式(PDF・WORDなど) ※電磁的方法・・・メールでのデータ送付、ホームページ閲覧によるダウンロード、CD等での電子データ配付など	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(3) (2)の電磁的方法は、利用申込者等がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものであるか。 (保護者等がデータを出力・印刷することができるか。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(4) (2)の承諾を得た特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所は、利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者が再び(2)の承諾をした場合を除き、当該利用申込者に対し、(1)に規定する重要事項の提供を電磁的方法によりしていないか。 (電子データを希望しない申込者へは文書での交付を行っているか。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
5. 応諾義務 (正当な理由 のない提供拒 否の禁止)等	<input type="radio"/>	(1) 教育・保育給付認定を受けた保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなくこれを拒んでいないか。(保育所及び小規模保育事業A型を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2) 認定こども園又は幼稚園においては、利用の申込みに係る1号認定子どもの数及び当該施設を利用している1号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合に、公正な選考方法により選考しているか。 ※公正な選考方法・・・抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該施設設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(3) 認定こども園又は保育所においては、利用の申込みに係る2号又は3号認定子どもの数及び当該施設を利用している2号又は3号認定子どもの総数が、利用定員の総数を超える場合に、児童福祉法第24条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(4) (2)から(3)までの特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行っているか。(保育所及び小規模保育事業A型を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(5) 利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じているか。(保育所及び小規模保育事業A型を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
6. あっせん、 調整及び要請 に対する協力	<input type="radio"/>	(1) 当該施設の利用について法第42条第1項、法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しているか。(保育所を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2) 認定こども園、小規模保育事業A型においては、2号認定子ども又は3号認定子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の利用について、市町村が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しているか。(幼稚園・保育所を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
7. 私立保育 所の委託拒否 の禁止	<input type="radio"/>	私立保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定に基づく保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がなく、これを拒んでいないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○同意書に、利用申込者の同意を得た旨が記載されているか	○重要事項説明書 ○重要事項に関する同意書	平26府令39第5条 平26府令39第38条 市条例第5条 市条例第39条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○実績がない場合、対応可能かどうか	○電磁的方法による提供に関する同意書	平26府令39第62条第2項・第4項 市条例第54条第2項・第4項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第62条第3項 市条例第54条第3項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第62条第5項 市条例第54条第5項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○運営規程	法33条第1項 平26府令39第6条第1項 市条例第6条第1項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○重要事項説明書、募集要項等に選考方法が記載されている場合、同一の方法が記載されているか	○施設利用選考基準 ○入園願書(入園申込書) ○募集要項、募集案内	法33条第2項 平26府令39第6条第2項 市条例第6条第2項	
-	-	※認定こども園及び保育所については、児童福祉法第24条第3項の規定により、当分の間、保育の必要性がある子ども(2号・3号認定子ども)については、市が選考方法を定めて選考(利用調整)するため、読み替え規定がある限り適用除外とする。		法33条第2項 平26府令39第6条第3項 市条例第6条第3項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			法33条第2項 平26府令39第6条第4項 市条例第6条第4項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第6条第5項 市条例第6条第5項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※私立保育所については、法附則第6条第1項第2項の規定により、当分の間、適用しない。		法附則第6条第1項第2項 平26府令39第7条第1項 平26府令39第40条第1項 市条例第7条第1項 市条例第41条第1項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第7条第2項 平26府令39第40条第2項 市条例第7条第2項 市条例第41条第2項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○利用調整にご協力いただいている場合は適		平26府令39 附則第2条第2項 市条例附則第3	

主眼項目	該当項目					着眼点	自己評価		着眼点に対する場合の事由及び改善方法、その他
	幼稚	幼保	幼認	保育	小規模		いる	いない	
8. 受給資格等の確認	<input type="radio"/>	特定教育・保育、特定地域型保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する教育・保育給付認定子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間及び保育必要量等確かめているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
9. 教育・保育給付認定申請の援助	<input type="radio"/>	(1)教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2)緊急その他やむを得ない理由がある場合を除き、教育・保育給付認定の変更の認定の申請が遅くとも教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
10. 子どもの心身の状況等の把握	<input type="radio"/>	特定教育・保育、特定地域型保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
11. 小学校等との連携	<input type="radio"/>	(1)特定教育・保育、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
12. 特定教育・保育施設等との連携	<input type="radio"/>	(1)特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び適切な教育・保育が継続的に提供されるように連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所を適切に確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
13. 教育・保育の提供の記録	<input type="radio"/>	(1)特定教育・保育、特定地域型保育を提供した際は、提供日、内容その他必要な事項を記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
14. 利用負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む。)	<input type="radio"/>	(1)【保育料(利用者負担額)の徴収】 特定教育・保育、特定地域型保育を提供した際は、保護者から当該特定教育・保育、特定地域型保育に係る利用者負担額の支払を受けているか。(幼稚園・保育所を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2)【特定負担額の徴収(上乗せ徴収)】 特定教育・保育、特定地域型保育の提供に当たって、教育・保育の質の向上を図るために必要であると認められる対価について、特定教育・保育費用基準額(公定価格)と教育・保育の質の向上を図るために要する費用との差額に相当する金額の範囲内で保護者から支払を受けているか。また、当該支払を受けている場合、金銭の使途及び金銭の支払を求める理由について書面又は電磁的方法によって明らかにするとともに、保護者へ事前説明をし、書面又は電磁的方法での同意を得ているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(3)【実費徴収】 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の利用において通常必要とされる費用のうち、次に掲げる費用の支払を保護者から受けているか。 また、当該支払を受けている場合、保護者への事前説明をし、同意を得ているか。 ①日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用 ②特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用 ③食事の提供に要する費用(1号認定子どもに限る。) ④特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用 ⑤その他特定教育・保育、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(4)【領収証の発行】 上記(1)～(3)の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該支払いをした保護者に対し交付しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
15. 施設型給付費等の額に係る通知等	<input type="radio"/>	法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は、保護者に対し、当該保護者に係る給付費の額を通知しているか。(保育所を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○教育・保育給付認定の有無、区分、有効期限等のわかる資料	平26府令39第9条 平26府令39第50条 市条例第8条 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○教育・保育給付認定の変更案内 文書	平26府令39第9条第1項 平26府令39第50条 市条例第9条第1項 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第9条第2項 平26府令39第50条 市条例第9条第2項 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○保育日誌 ○児童票(保)、家庭環境調査票(幼)	平26府令39第10条 平26府令39第41条 市条例第10条 市条例第42条	【施設監査重複事項】 保2-(3)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○幼保小連絡会に参加しているか	○小学校との連携の記録及び報告書 ○児童要録	平26府令39第11条 平26府令39第50条 市条例第11条 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保2-(2)(7) 認2-(5)ア
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第42条 市条例第43条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○保育日誌	平26府令39第12条 平26府令39第50条 市条例第12条 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保2-(3)(2)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			法27条第3項第2号 法28条第2項第2号、第3号 平26府令39第13条第1項 平26府令39第43条第1項 市条例第13条第1項 市条例第44条第1項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※私立保育所は、市の同意を得ている場合のみ(鹿児島市は該当なし) ○書面又は電磁的方法による同意が必要	○特定負担額の徴収に関する同意書	平26府令39第13条第3項 平26府令39第43条第3項 市条例第13条第3項 市条例第44条第3項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○書面又は電磁的方法による同意が望ましい	○重要事項説明書 ○実費徴収に関する同意書	平26府令39第13条第4項 第36条第3項 平26府令39第43条第4項 第51条第3項 市条例第13条第4項 市条例第44条第4項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○口座振替の場合は、振替不能時の対応を確認	○領収証の控え ○雑費(集金)袋	平26府令39第13条第5項 平26府令39第43条第5項 市条例第13条第5項 市条例第44条第5項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○保護者に給付費の額を通知しているか ※園だより等を用い、一括して通知しても可	○法定代理受領通知	平26府令39第14条第1項 平26府令39第50条 市条例第14条第1項 市条例第51条第1項	

主眼項目	該当項目					着眼点	自己評価		着眼点に対する場合の事由及び改善方法、その他
	幼稚園	幼保	幼認	保育	小規模		いる	いない	
16. 特定教育・保育、特定地域型保育の取扱方針	<input type="radio"/>	次に掲げる施設の区分に応じて定めるものに基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育、特定地域型保育の提供を適切に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(1) 幼保連携型認定こども園 幼保連携型認定こども園教育・保育要領	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(2) 幼稚園型認定こども園 幼稚園教育要領 また、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえること。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(3) 幼稚園 幼稚園教育要領	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(4) 保育所 保育所保育指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(5) 小規模保育事業所A型 保育所保育指針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
17. 評価(自己評価、学校関係者評価、第三者評価)	<input type="radio"/>	(1)【自己評価】 自らその提供する特定教育・保育、特定地域型保育の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2)【学校関係者評価、第三者評価】 ※努力義務 定期的に当該特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所を利用する保護者その他の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の関係者(職員を除く。)による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
18. 相談及び援助	<input type="radio"/>	常に教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
19. 緊急時等の対応	<input type="radio"/>	特定教育・保育、特定地域型保育の提供を行っているときに、教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
20. 利用者に関する市への通知(不正受給の防止)	<input type="radio"/>	特定教育・保育、特定地域型保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給(委託費の支払の対象となる特定教育・保育、特定地域型保育の提供)を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
21. 運営規程	<input type="radio"/>	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(1) 施設の目的及び運営の方針	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(2) 提供する特定教育・保育、特定地域型保育の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(3) 職員の職種、員数及び職務の内容	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(4) 特定教育・保育、特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 また、1号認定子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(5) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(6) 利用定員	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(7) 特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項。また、選考方法を含む。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(8) 緊急時等における対応方法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(9) 非常災害対策	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="checkbox"/>	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	(11) その他特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の運営に関する重要事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○運営規程 ○保育計画(全体的な計画) ○指導計画 ○保健計画 ○食育計画	平26府令39 第15条第1項 第15条第2項 平26府令39 第44条 市条例第15条第1項第2項 市条例第45条	【施設監査重複事項】 認全般
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				【施設監査重複事項】 保全般
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○各種計画に評価・反省がされているか	○各種計画(同上)	平26府令39第16条第1項 平26府令39第45条第1項 市条例第16条第1項 市条例第46条第1項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※保育所は学校関係者評価は除く。		平26府令39第16条第2項 平26府令39第45条第2項 市条例第16条第2項 市条例第46条第2項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○相談窓口 ○相談箱等の設置状況	○苦情・相談受付簿	平26府令39第17条 平26府令39第50条 市条例第17条 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○緊急時等の対応方法、記録の記載方法が明確になっているか	○緊急時等の対応記録 ○緊急連絡網	平26府令39第18条 平26府令39第50条 市条例第18条 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○保護者と連携を密に取り、保護者との相互理解を図る深めるとともに、不正な行為を把握した場合は、速やかに市に報告する		平26府令39第19条 平26府令39第50条 市条例第19条 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○実態との差異がある場合は、規程どおりに運営するか、規程を変更する	○運営規程	平26府令39第20条 平26府令39第46条 市条例第20条 市条例第47条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				

主眼項目	該当項目					着眼点	自己評価		着眼点に対する場合の事由及び改善方法、その他
	幼稚	幼保	幼認	保育	小規模		いる	いない	
22. 勤務体制の確保等	<input type="radio"/>	(1)教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定教育・保育、特定地域型保育を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2)当該特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の職員によって特定教育・保育、特定地域型保育を提供しているか。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育、特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(3)職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
23. 定員の遵守	<input type="radio"/>	利用定員を超えて特定教育・保育、特定地域型保育の提供を行っていないか。(年度中における特定教育・保育、特定地域型保育に対する需要の増大への対応、法第34条第5項に規定する便宜の提供への対応、児童福祉法第24条第5項又は第6項に規定する措置への対応、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。) ※法第34条第5項・・・他施設の利用定員の減少及び確認辞退に対する便宜 ※児童福祉法第24条第5項・第6項・・・要保護児童等に対する入所措置及び市のあつせん又は要請後も入所できない子どもへの措置	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
24. 施設の運営に関する重要事項の揭示	<input type="radio"/>	施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の選択に資すると認められる重要事項を揭示するとともに、電気通信回線に接続して自動公衆送信により公衆の閲覧に供しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
25. 差別の禁止	<input type="radio"/>	教育・保育給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定教育・保育、特定地域型保育の提供に要する費用を負担するかどうかによって、差別的取扱いをしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
26. 虐待等の禁止	<input type="radio"/>	職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、心身に有害な影響を与える行為をしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
27. 秘密保持、個人情報保護	<input type="radio"/>	(1)職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2)職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た教育・保育給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(3)小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書又は電磁的方法により保護者の同意を得ているか。 ※要録(幼保連携型認定こども園園児指導要録、幼稚園幼児指導要録、保育所児童保育要録)については、法令等に基づく第三者提供(小学校への送付等)に限って、本人(保護者)の同意は不要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
28. 情報の提供等	<input type="radio"/>	(1)施設を利用しようとする子どもの保護者が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所を選択することができるように、当該施設が提供する特定教育・保育、特定地域型保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2)特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
29. 利益供与等の禁止	<input type="radio"/>	(1)特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所を紹介することの対償として、不正に金品その他の財産上の利益を供与していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					
	<input type="radio"/>	(2)小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受していないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>					

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○開所時間内に2人以上の保育士の配置がされているか ○最低基準以上の保育士が配置されているか	○職員配置状況報告書 ○出勤簿 ○超過勤務実績簿 ○延長保育記録簿など	平26府令39第21条第1項 平26府令39第47条第1項 市条例第22条第1項 市条例第48条第1項	【施設監査重複事項】 保1-(6) 認1-(5)~(13)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第21条第2項 平26府令39第47条第2項 市条例第22条第2項 市条例第48条第2項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○年間の具体的研修計画を作成しているか ○園内研修及び園外研修を実施しているか	○研修計画 ○研修報告書 ○職員会議録 ○復命書	平26府令39第21条第3項 平26府令39第47条第3項 市条例第22条第3項 市条例第48条第3項	【施設監査重複事項】 保職5 認職2
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○監査当日の登園状況		平26府令39第22条 平26府令39第48条 市条例第23条 市条例第49条	【施設監査重複事項】 保2-(1)(1) 認2-(1)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○重要事項説明書の掲示状況	○重要事項説明書	平26府令39第23条 平26府令39第50条 市条例第24条 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○人権の擁護、虐待の防止等のための研修の実施状況	○研修計画 ○研修報告書 ○職員会議録 ○復命書	平26府令39第24条 平26府令39第50条 市条例第25条 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保2-(5)(1) 認2-(8)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○人権の擁護、虐待の防止等のための研修の実施状況	○研修計画 ○研修報告書 ○職員会議録 ○復命書	平26府令39第25条 平26府令39第50条 市条例第26条 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○職員の退職後も含めた秘密保持に関する定めが、雇用契約書や就業規則に記載されているか ○秘密保持に関する研修の実施状況 ○正当な理由(例) ・子どもが虐待を受けている状況など、秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子どもの最善の利益を図ることができないような場合において、児童相談所等の関係機関に通知し、対応を協議 ・保育所児童保育要録(写し)を小学校へ送付	○雇用契約書 ○就業規則 ○秘密保持に関する誓約書	平26府令39第27条第1項 平26府令39第50条 市条例第28条第1項 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保職2-(4) 認職1-(4)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○研修計画 ○研修報告書 ○職員会議録 ○復命書	平26府令39第27条第2項 平26府令39第50条 市条例第28条第2項 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○個人情報使用同意書(ホームページや園だより等に個人情報を掲載する際の同意書) ○個人情報の提供に係る同意書	平26府令39第27条第3項 平26府令39第50条 市条例第28条第3項 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ホームページ、利用申込時に配布する広報等で園の情報を提供しているか	○ホームページ ○入園のしおり	平26府令39第28条第1項 平26府令39第50条 市条例第29条第1項 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○ホームページ、利用申込時に配布する広報等で提供している園の情報は適切か		平26府令39第28条第2項 平26府令39第50条 市条例第29条第2項 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第29条第1項 平26府令39第50条 市条例第30条第1項 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第29条第2項 平26府令39第50条 市条例第30条第2項 市条例第51条	

主眼項目	該当項目					着眼点	自己評価		着眼点に反する場合の事由及び改善方法、その他												
	幼稚園	保育園	幼認	保育	小規模		いる	いない													
30. 苦情解決						<p>(1) 提供した特定教育・保育、特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども又はその保護者その他の家族(以下「教育・保育給付認定子ども等」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じているか。 ※幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、保育所、小規模保育事業所A型にあつては、第三者窓口も設置していること。</p> <p><選任状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>職種等</th> <th>氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>責任者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>受付担当者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第三者委員</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※第三者委員の職種等については、評議員、大学教授、弁護士等と記載すること。</p>		職種等	氏名	責任者			受付担当者			第三者委員			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
		職種等	氏名																		
	責任者																				
	受付担当者																				
	第三者委員																				
					<p>(2) 苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しているか。</p> <p><令和6年度の相談・苦情の処理状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受付件数 (A)</th> <th>処理件数 (B)</th> <th>未処理件数 (A-B=C)</th> <th>第三者委員への報告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>有・無</td> </tr> </tbody> </table>	受付件数 (A)	処理件数 (B)	未処理件数 (A-B=C)	第三者委員への報告				有・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>						
受付件数 (A)	処理件数 (B)	未処理件数 (A-B=C)	第三者委員への報告																		
			有・無																		
					<p>(3) 提供した特定教育・保育、特定地域型保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めているか。</p> <p><令和6年度に市から指導又は助言を受けた場合における状況></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市から指導又は助言を受けた件数 (A)</th> <th>改善件数 (B)</th> <th>未改善件数 (A-B=C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	市から指導又は助言を受けた件数 (A)	改善件数 (B)	未改善件数 (A-B=C)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>								
市から指導又は助言を受けた件数 (A)	改善件数 (B)	未改善件数 (A-B=C)																			
					<p>(4) 提供した特定教育・保育、特定地域型保育に関し、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により市が行う検査等に応じ、教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。(確認監査の実施が初回の施設を除く。)</p> <p><未処理事案の内容及び改善策> ※30(3)の未改善件数がある場合記入すること。</p> <table border="1"> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													
					<p>(5) 市からの求めがあつた場合には、上記(4)の改善の内容を市に報告しているか。(確認監査の実施が初回の施設を除く。)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>														
31. 地域との連携					<p>運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めているか。</p> <p><令和6年度の交流・連携の内容></p> <table border="1"> <tr> <td style="height: 20px;"></td> </tr> </table>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>													

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>○苦情解決の責任主体を明確にするため、施設長、理事等を苦情解決責任者としているか</p> <p>○職員の中から苦情受付担当者を任命しているか</p> <p>○第三者委員は、理事及び職員以外の適任者を選任しているか</p> <p>○利用者への周知として、苦情受付の窓口及び苦情解決の手続きのみならず、第三者委員の氏名、連絡先を示しているか</p> <p>○苦情の受付窓口について、職員や保護者に分かりやすく施設内に掲示しているか</p>	<p>○相談・苦情解決実施要領</p> <p>○苦情の受付簿(報告書)</p> <p>○苦情解決の記録簿(報告書)</p>	<p>平26府令39第30条第1項</p> <p>平26府令39第50条</p> <p>市条例第31条第1項</p> <p>市条例第51条</p>	【施設監査重複事項】 保相1 認11
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>○苦情が福祉サービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識のもと、意見や要望的等も記録しておくことが望ましい</p>		<p>平26府令39第30条第2項</p> <p>平26府令39第50条</p> <p>市条例第31条第2項</p> <p>市条例第51条</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>平26府令39第30条第3項</p> <p>平26府令39第50条</p> <p>市条例第31条第3項</p> <p>市条例第51条</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>平26府令39第30条第4項</p> <p>平26府令39第50条</p> <p>市条例第31条第4項</p> <p>市条例第51条</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			<p>平26府令39第30条第5項</p> <p>平26府令39第50条</p> <p>市条例第31条第5項</p> <p>市条例第51条</p>	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<p>○園外保育計画書</p> <p>○地域活動実施計画書など</p>	<p>平26府令39第31条</p> <p>平26府令39第50条</p> <p>市条例第32条</p> <p>市条例第51条</p>	【施設監査重複事項】 保2-(4)(2) 認2-(7)

主眼項目	該当項目					着眼点	自己評価		着眼点と反する場合の事由及び改善方法、その他																								
	幼稚	幼保	幼認	保育	小規模		いる	いない																									
32. 事故発生の防止及び発生時の対応						(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じているか。 ① 事故が発生した場合の対応、下記の②に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備しているか。 ② 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備しているか。 ③ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																									
						(2) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育、特定地域型保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該教育・保育給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。 前年度において、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等があった場合は、下記の表に報告状況を記入すること。 <令和6年度に発生した、治療に要する期間が30日以上事故> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>事故発生日</th> <th>怪我等の概要</th> <th>完治日</th> <th>市への報告日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td>月 日</td> <td>有(/)・無</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td>月 日</td> <td>有(/)・無</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td>月 日</td> <td>有(/)・無</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td>月 日</td> <td>有(/)・無</td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td></td> <td>月 日</td> <td>有(/)・無</td> </tr> </tbody> </table>	事故発生日	怪我等の概要	完治日	市への報告日	月 日		月 日	有(/)・無	月 日		月 日	有(/)・無	月 日		月 日	有(/)・無	月 日		月 日	有(/)・無	月 日		月 日	有(/)・無	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故発生日	怪我等の概要	完治日	市への報告日																													
	月 日		月 日	有(/)・無																													
	月 日		月 日	有(/)・無																													
月 日		月 日	有(/)・無																														
月 日		月 日	有(/)・無																														
月 日		月 日	有(/)・無																														
					(3) 上記(2)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																										
					(4) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供、特定地域型保育により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。 <令和6年度の賠償状況> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>賠償すべき事故件数 (A)</th> <th>賠償済みの件数 (B)</th> <th>未賠償件数 (A-B=C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	賠償すべき事故件数 (A)	賠償済みの件数 (B)	未賠償件数 (A-B=C)				<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																				
賠償すべき事故件数 (A)	賠償済みの件数 (B)	未賠償件数 (A-B=C)																															
					【報告の対象となる重大事故の範囲】 ・死亡事故 ・治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等 ※ 意識不明(人工呼吸器を付ける、ICUに入る等)の事故を含み、意識不明の事故についてはその後の経過にかかわらず、事案が生じた時点で報告が必要。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																										
33. 会計の区分						特定教育・保育の事業、特定地域型保育事業の会計をその他の事業の会計と区分しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																									
34. 記録の整備						(1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																									
						(2) 教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育、特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しているか。 ①「12 教育・保育の提供の記録」に関し、その提供した特定教育・保育、特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録 ②「15 特定教育・保育、特定地域型保育の取扱方針」に関し、その取扱方針に定めるものに基づく特定教育・保育、特定地域型保育の提供に当たっての計画 ③「19 利用者に関する市への通知(不正受給の防止)」に関し、市への通知に係る記録 ④「29 苦情解決」に関し、苦情の内容等の記録 ⑤「31 事故発生の防止及び発生時の対応」に関し、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																									

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○事故発生時の対応指針、事故予防のための指針が整備されているか ○事故発生時の記録、事故の危険性がある事態が生じた場合の記録が整備されているか	○事故発生時の対応マニュアル ○事故予防のための対応マニュアル ○事故処理簿 ○ケース記録 ○ヒヤリ・ハット報告書 ○安全点検簿(園舎・遊具等) ○職員会議録等(事故防止)など	平26府令39第32条第1項 平26府令39第50条 市条例第33条第1項 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保9(1)～(6) 認8
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○死亡事故や治療を要する期間が30日以上 の負傷や疾病を伴う重篤な事故等が発生した場合に、市町村に報告しているか	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○利用者擁護の観点から、利用者損害賠償保険及び施設賠償保険等に加入することが望ましい ○契約内容等が法人として適切なものか	○保険契約書又は保険証書 ○請求書	平26府令39第32条第3項 平26府令39第50条 市条例第33条第3項 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保11 認10
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			特定教育・保育施設等における事故の報告等について(平成29年11月10日府子本第912号、29初幼教第11号、子保発1110第1号)	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○資金収支計算書 ○事業活動計算書 ○貸借対照表 ○附属明細書並びに財産目録	平26府令39第33条 平26府令39第50条 市条例第34条 市条例第51条	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○関係記録は、5年間の保存が必要である	○保育課程 ○指導計画 ○保育所児童保育要録 ○職員会議録 ○事業計画書	平26府令39第34条第1項 平26府令39第49条第1項 市条例第35条第1項 市条例第50条第1項	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			平26府令39第34条第2項 平26府令39第49条第2項 市条例第35条第2項 市条例第50条第2項	

主眼項目	該当項目					着眼点	自己評価		着眼点に対する場合の事由及び改善方法、その他										
	幼稚	幼保	幼認	保育	小規模		いる	いない											
35. 利用契約書の締結						特定教育・保育施設の利用に際し、保護者と利用契約書を締結しているか。(保育所、小規模保育事業所A型は対象外)													
36. 非常災害対策						(1) 軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、その立地環境に応じ、火災、風水害、地震、津波、火山災害等個別に非常災害に対する具体的計画を立てているか。 <非常災害時の計画> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">地震</td> <td style="text-align: center;">作成済・未作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火災</td> <td style="text-align: center;">作成済・未作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">風水害</td> <td style="text-align: center;">作成済・未作成</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">火山災害</td> <td style="text-align: center;">作成済・未作成・対象外</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他()</td> <td style="text-align: center;">作成済・未作成・対象外</td> </tr> </table>	地震	作成済・未作成	火災	作成済・未作成	風水害	作成済・未作成	火山災害	作成済・未作成・対象外	その他()	作成済・未作成・対象外			
	地震	作成済・未作成																	
	火災	作成済・未作成																	
	風水害	作成済・未作成																	
火山災害	作成済・未作成・対象外																		
その他()	作成済・未作成・対象外																		
					(2) (1)の具体的計画の内容について、職員並びに教育・保育給付認定子ども及びその教育・保育給付認定保護者に分かりやすく当該特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所内に掲示しているか。														
					(3) 非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、常に地域社会との連携を図ることにより非常災害時に地域住民の協力が得られる体制づくりに努め、それらの取組を定期的に職員に周知しているか。														
					(4) 非常災害に備えるため、不断の注意と訓練をするように努め、避難及び消火に対する訓練は毎月1回以上行っているか。														

IV 変更の届出等

37. 変更の届出						特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所の名称及び所在地その他子ども子育て支援法施行規則第33条で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出ているか。 ① 事業所の名称及び所在地 ② 設置者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 設置者の定款、寄付行為及びその登記事項証明書 ④ 事業所の建物の構造及び平面図並びに施設の概要 ⑤ 施設の管理者の氏名、生年月日及び住所 ⑥ 運営規程 ⑦ 施設型給付費等の請求に関する事項 ⑧ 役員の氏名、生年月日、住所			
38. 法令遵守責任者変更の届出	△	△	△	△	△	法令遵守等の業務管理体制の変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出ているか。 (本市以外にも特定教育・保育施設、特定地域型保育事業所を設置している設置者は、届出先が国又は県となるため、除く。)			非該当

V 集団指導

主眼項目	該当項目					確認事項	自己評価		着眼点に対する場合の事由及び改善方法、その他						
	幼稚	幼保	幼認	保育	小規模		いる	いない							
39. 事務事業説明会への参加						本市が実施している事務事業説明会に出席しているか。 <過去3年の出席状況> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">令和4年度</td> <td style="text-align: center;">出席・欠席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和5年度</td> <td style="text-align: center;">出席・欠席</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">令和6年度</td> <td style="text-align: center;">出席・欠席</td> </tr> </table> ※「欠席」したことがある場合は、右側の事由等の欄に「欠席」した理由を記載すること。 ※新設の施設は、記入不要。 >事務事業説明会を欠席した場合、当日の資料には掲載のない情報も含め貴重な伝達の機会が失われることから、欠席した事業所については、次回説明会は、必ず出席するよう努めてください。	令和4年度	出席・欠席	令和5年度	出席・欠席	令和6年度	出席・欠席			
令和4年度	出席・欠席														
令和5年度	出席・欠席														
令和6年度	出席・欠席														

市記入欄		チェックポイント	関係資料	根拠法令	特記事項
適	不適				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ○利用契約書は2通作成し、施設と保護者が自署又は記名押印のうえ、1通ずつ保有することが望ましい ○きょうだい等で利用する場合でも、在園児1人につき2通作成することが望ましい 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用契約書 ○入園願(入園申込書) ○入園許可証(入園決定通知書) 		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<ul style="list-style-type: none"> ○非常災害対策計画 ○職員連絡網 ○入所児童引継簿 ○消防計画 	市条例第21条第1項 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保7-(10) 認6-(10)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			市条例第21条第2項 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保7-(11) 認6-(11)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			市条例第21条第3項 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保7-(12)ア、イ 認6-(12)ア、イ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			市条例第21条第4項 市条例第51条	【施設監査重複事項】 保8(1) 認7(1)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○防犯訓練は、非常災害に対する訓練に含めない	○避難訓練・消火訓練実施簿		
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			法第35条 法第44条 施行規則第33条	【施設監査重複事項】 保1-(3) 認1-(3)
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	法令遵守責任者 ()	○業務管理体制届	法第55条第1項、第3項	

市記入欄		チェックポイント
適	不適	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○集団指導の位置づけとなっているため、毎回出席する必要がある